３　銀行の通常資本財源から株式又は持分に投資される資金については、投資の総額は、その時までに実際に払い込まれた銀行の毀損されていない払込資本並びに銀行の通常資本財源に含まれる準備金及び剰余金の合計額から第十七条に定める特別準備金を除いた額の十パーセントをこえてはならない。

４　株式又は持分への投資の額は、当該団体又は企業の資本について理事会がそれぞれの場合に適当と決定する比率をこえてはならない。銀行は、自己の投資を保護するため必要な場合を除くほか、株式又は持分への投資により当該団体又は企業の支配力を取得しようとしてはならない。

○文化庁告示第二号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項第一号（同法第百三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、権利者情報を取得するための措置を次のように定める。

令和八年二月二十日　　文化庁長官　都倉　俊一

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第六十七条第一項第一号（法第百三条において準用する場合を含む。）の文化庁長官が定める措置は、次に掲げる全ての措置とする。

一　広く権利者情報を掲載していると認められる資料として、次に掲げるもののうち、いずれか適切なものを閲覧すること。

イ　著作物、実演、レコード、放送又は有線放送の種類に応じて作成された名簿又はこれに準ずるもの

ロ　広くウェブサイトの情報を検索する機能を有するウェブサイト

ハ　過去に行われた法第六十七条第一項（法第百三条において準用する場合を含む。以下同じ。）の裁定（以下「裁定」という。）に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、文化庁のウェブサイトに掲載されたこれらの著作物、実演、レコード、放送又は有線放送に関するデータベース

二　著作権等管理事業者その他の広く権利者情報を保有していると認められる者として次のイ及びロに掲げるもの（過去に行われた裁定に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送について裁定を受けようとする場合にあっては、次のイ及びロに掲げるもの又は文化庁長官）に対し照会すること。

イ　著作権等管理事業者その他の著作権又は著作隣接権の管理を業として行う者であって、裁定の申請に係る著作物、実演、レコード、放送又は有線放送と同じ種類の著作物、実演、レコード、放送又は有線放送（ロにおいて「同種著作物等」という。）を取り扱うもの

ロ　同種著作物等について識見を有する者を主たる構成員とする団体

三　時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること又は公益社団法人著作権情報センターのウェブサイトに七日以上の期間継続して掲載することにより、公衆に対し広く権利者情報の提供を求めること。

附　則

１　この告示は、著作権法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十三号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

２　平成二十一年文化庁告示第二十六号は、令和八年三月三十一日をもって廃止する。

○国土交通省告示第二百九十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和八年二月四日付けをもって次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和八年二月二十日

国土交通大臣　金子　恭之

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5846号	第一種衛星航法装置	ＪＬＲ－41－ＧＨ	日本無線株式会社	東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号
第5847号	船首方位伝達装置	ＪＬＲ－41－ＴＨ	〃	〃

○防衛省告示第四十二号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度九、一四四メートルまでの間

(ア)　北緯四一度三分〇九秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(ウ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(エ)　北緯四一度四五分三九秒　東経一四二度〇五分一七秒
(オ)　北緯四一度二七分一〇秒　東経一四二度四二分四六秒
(カ)　北緯四一度四四分〇九秒　東経一四二度五七分四六秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十三号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　日高沖南方海面の次の(ア)から(ク)までの八点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ク)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度無制限までの間

(ア)　北緯四一度三八分一四秒　東経一四二度五九分四六秒
(イ)　北緯四一度四〇分四五秒　東経一四三度二六分二六秒
(ウ)　北緯四一度三三分一〇秒　東経一四三度二九分四六秒
(エ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(オ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒
(カ)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四二度〇九分四七秒
(キ)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度〇七分四七秒
(ク)　北緯四一度二〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

実施機関その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第四十四号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

令和八年二月二十日

防衛大臣　小泉進次郎

期　間　令和八年三月一日から同年四月三十日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区　域　三沢沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線並びに(ア)及び(カ)の二点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四一度一〇分一〇秒　東経一四三度一九分四六秒
(イ)　北緯四〇度五三分一〇秒　東経一四三度一三分四六秒